



11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待防止推進月間
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

「もしかして」あなたが救う小さな手



親や親に代わる養育者が、子どもに対し身体的な危害を加えたり日常生活の世話をしなかつたりすることで、子どもからだやこころにキズをつけてしまう行為をいいます。身体的虐待(暴力など)・性的虐待・ネグレクト(養育の怠慢・拒否)・心理的虐待(暴言や拒否的な態度)があります。いくら保護者が子どもをかわいいと思いい、子どものためにやっているしつけであっても、それが子どもに悪影響を与えるものであれば、すべて『虐待』です。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

○子どもへの虐待とは

○虐待の背景

育児への負担感が大きく、身近に相談できる人がいない等、地域や社会とのつながりが薄く孤立した家庭に多いといわれています。

湯浅町では、要保護児童対策地域協議会を設置して虐待防止に取り組んでいます。また、民生児童委員協議会や母子保健推進委員会の方々が地域での声かけや訪問を行っています。それとともに地域の皆さんの日頃の声かけや見守りで「子育て家庭を孤立させない」よう「みんなが見守っているよ」というメッセージを伝えましょう。それが、児童虐待の予防につながります。

○地域の皆さんへ

虐待かな?と思ったら、ためらわずにご連絡・ご相談ください。

○子育て中のおうちの方へ

出産や子育てに悩んでいるときは...
まずはお電話ください。
一緒に考えていきましょう。
相談者のプライバシーは守られますのでご安心ください。

連絡は匿名でも可能です

連絡先

- 児童相談所 全国 共通ダイヤル ☎189
- 県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-5312 (児童相談所)
- 湯浅町 要保護児童対策地域協議会事務局 ☎64-1120 (湯浅町 健康福祉課 児童係)
- 地域子育て支援センター ☎63-6066 (向島保育所内)
- 有田振興局 健康福祉部 保健福祉課 ☎64-1294 (湯浅保健所)

虐待かと思ったら



お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。